

## BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



前回は排出事業者に適用される「保管」について宿題にしたんでしたね。  
では、早速前回の宿題から。

宿題Q、次のうち、事業者が産業廃棄物を排出した事業場において、産業廃棄物が運搬されるまでの間、遵守しなければならない保管の基準（産業廃棄物保管基準）として誤っているものはどれか。

- (1) 周囲に囲いを設けなければならない
- (2) 見やすい箇所に掲示板を設置しなければならない
- (3) 屋内に保管する場合は、高さの規定は適用されない
- (4) 産業廃棄物の種類に応じ保管期間が規定されている
- (5) 産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透しないようにしなければならない

### 【解説】

産業廃棄物保管基準は、産業廃棄物が運搬されるまでの間の保管に関する基準であり、事業者が遵守しなければならない基準である。この基準には、保管期間及び保管量に関する規定はない。一方、収集運搬に伴う積替えのための保管及び処分のための保管については保管量の上限が規定されている。

- (1) は省令第8条第1号イ、(2) 省令第8条第1号ロ、(3) は省令第8条第2号ロ、
- (5) は省令第8条第2号でそれぞれ規定されている。

正解 (4)

どうでしたか？皆さん正解でしたか？ここでちょっと廃棄物処理法のトリビア。  
廃棄物処理法で「保管基準」は解説にもあるように、「産業廃棄物が運搬されるまでの間の保管に関する基準」なんです。だから、一旦運び出した後は「保管基準」とは呼ばない。たとえば、運搬の途中に保管する時の基準は「収集運搬基準」なんです。これは次のような理屈になります。もし、運び出すときに、その先の目的地、すなわち中間処理施設や最終処分場になると思いますが、その処分先が決まっていなかったらどうなるのでしょうか。  
運び出したはいいものの、宛がない訳ですから、その産廃は宙に浮くことになってしまいます。つまり、搬入先の無い産廃は不法投棄されるか、途中の道ばたや空き地に無期限に放置されることになってしまいます。そのため、廃棄物処理法の「積替保管」の基準の一つに「目的地がない産廃は搬出してはいけない（趣旨）」という規定があるんです。産廃は条文上先に登場する一廃を準用していますので一般廃棄物の条項でご紹介しておきましょう。

(政令)第三条 法第六条の二第二項の規定による一般廃棄物(中略)の収集、運搬及び処分(中略)の基準は、次のとおりとする。

- 一 一般廃棄物の収集又は運搬に当たっては、次によること
- チ 一般廃棄物の保管は、一般廃棄物の積替え(中略)を行う場合を除き、行つてはならないこと

## ～廃棄物処理問題～

こういう趣旨から、排出源から一旦搬出された以降は「運搬途中」という考え方になり、したがって、積替保管の時の基準は「保管基準」ではなく、「処理基準(収集運搬基準)」として別の規定にしているんですね。排出事業者が行う保管であっても、排出場所から持ち出して保管する場合は、やはり「保管基準」ではなく、「処理基準」が適用されます。「保管基準」の「処理基準」との大きな違いとして、保管量と保管の期間について数値の制限が無いことです。

これは前述の通り保管基準は排出現場にかかりますから、普通に考えても、製造工場の中で野放図に大量に保管することは想定しにくいこと。逆に、排出量が少量の場合は、長期間保管していても支障がないケースが多いこと等に配慮しているものと思われます。

次はちょっと特殊な「保管」についての問題にしてみましょう。

Q、ある状況において、事業者が、その事業活動に伴い廃棄物を生ずる事業場の外で自ら当該産業廃棄物の保管を行おうとする場合、あらかじめその旨を都道府県知事に届け出なければならないとされている。次のうち、この事前届出が必要なものはどれか。

- (1) 産業廃棄物処理施設設置場所で、当該保管の用に供される場所の面積が 300 m<sup>2</sup>以上である場所において行われる産業廃棄物の保管
- (2) 当該保管の用に供される場所の面積が 500 m<sup>2</sup>以上である場所において行われる一般廃棄物の保管
- (3) 当該保管の用に供される場所の面積が 300 m<sup>2</sup>以上である場所において行われる建設工事に伴い生ずる産業廃棄物の保管
- (4) 当該保管の用に供される場所の面積が 700 m<sup>2</sup>以上である場所において、非常災害のために必要な応急措置として行われる建設工事に伴い生ずる産業廃棄物の保管
- (5) 当該保管の用に供される場所の面積が 300 m<sup>2</sup>以上である場所において行われる食品の製造に伴い生ずる産業廃棄物の保管

### 【解説】

届出の対象となる産業廃棄物は、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物で、届出の対象となる保管は、当該保管の用に供される場所の面積が 300 m<sup>2</sup>以上である場所において行われる保管である。この規定は、産業廃棄物処理業等の許可に係る事業の用に供される施設において行われる保管については処理業申請の際に、法第 15 条第 1 項の許可に係る産業廃棄物処理施設において行われる保管については設置許可申請の際に、PCB 廃棄物の保管については PCB 特別措置法第 8 条の規定による届出の制度が既にあり、都道府県知事が把握できることから、届出対象外としたものである。また、「非常災害のために必要な応急措置」の場合は、事前届出ではなく、事後 14 日以内の届出と規定している。

正解 (3)

建設系の廃棄物については、その排出事業者は建設工事の元請としていることや、建設廃棄物の排出場所は工事現場となり、製造工場とは異なり転々と変わってしまうことなどから作られた制度です。

さて、「保管」の問題が続きましたので、宿題は別のものにしましょう。



### 宿題Q

次の産業廃棄物収集運搬車両の表示義務について、法令で規定されていないものはどれか。

- (1) 表示は車両の両側面に行わなければならない
- (2) 許可業者の表示は自己運搬を行う表示に許可番号を加えなければならない
- (3) 産業廃棄物の収集又は運搬に供する運搬車である旨とは「産業廃棄物収集運搬車」等の表示である
- (4) 産業廃棄物について環境大臣広域処理認定を受けている収集運搬車両の場合の表示は、自己運搬を行う表示に認定番号を表示しなければならない
- (5) 表示は文字及び数字の色彩は黒色、地の色彩は白色で表示しなければならない

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。